2　次に掲げる地点を結んだ線を中心線とする幅１・１海里の海面 イ　北緯60度11・06分東経19度３・21分の地点 ロ　北緯60度10・09分東経19度４・８分の地点	ハに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線と分離帯の東側の境界線との間の海面及びホに掲げる地点とヘに掲げる地点とを結んだ線と分離帯の西側の境界線との間の海面 ハ　北緯60度12・33分東経19度６・３分の地点 ニ　北緯60度11・36分東経19度７・89分の地点 ホ　北緯60度９・79分東経19度０・12分の地点 ヘ　北緯60度８・83分東経19度１・71分の地点
3　次に掲げる地点を結んだ線を中心線とする幅１・１海里の海面 イ　北緯59度47・28分東経19度42・44分の地点 ロ　北緯59度46・３分東経19度44・04分の地点	ハに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線と分離帯の東側の境界線との間の海面及びホに掲げる地点とヘに掲げる地点とを結んだ線と分離帯の西側の境界線との間の海面 ハ　北緯59度48・55分東経19度45・５分の地点 ニ　北緯59度47・57分東経19度47・１分の地点 ホ　北緯59度46・01分東経19度39・39分の地点 ヘ　北緯59度45・04分東経19度40・99分の地点
4　イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面 イ　北緯59度46・03分東経19度52・85分の地点 ロ　北緯59度45・96分東経19度58・87分の地点 ハ　北緯59度45・36分東経19度58・85分の地点 ニ　北緯59度45・42分東経19度53・83分の地点	ホからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面（分離帯を除く。） ホ　北緯59度47・37分東経19度50・68分の地点 ヘ　北緯59度46・96分東経19度58・92分の地点 ト　左欄のロに掲げる地点 チ　左欄のハに掲げる地点 リ　北緯59度44・25分東経19度58・８分の地点 ヌ　北緯59度44・24分東経19度55・74分の地点 ル　左欄のニに掲げる地点 ヲ　左欄のイに掲げる地点
5　次に掲げる地点を順次に結んだ線 イ　北緯59度44・76分東経20度23・１分の地点 ロ　北緯59度43・32分東経20度28・38分の地点 ハ　北緯59度41・22分東経20度31・98分の地点	ニからヌまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びニに掲げる地点とヌに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面 ニ　北緯59度45・68分東経20度24・51分の地点 ホ　北緯59度41・93分東経20度33・72分の地点 ヘ　左欄のハに掲げる地点 ト　北緯59度40・56分東経20度30・34分の地点 チ　北緯59度42・87分東経20度27・57分の地点 リ　北緯59度44・32分東経20度19・６分の地点 ヌ　左欄のイに掲げる地点
6　イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線（この表において「第１分離線」という。）及びホからチまでに掲げる地点を順次に結んだ線（この表において「第２分離線」という。） イ　北緯59度42・26分東経19度51・55分の地点 ロ　北緯59度39・７分東経19度55・19分の地点 ハ　北緯59度34・26分東経20度８・４分の地点 ニ　北緯59度30・27分東経20度８・４分の地点 ホ　北緯59度41・91分東経19度50・６分の地点 ヘ　北緯59度39・44分東経19度54・13分の地点 ト　北緯59度33・75分東経20度６・51分の地点 チ　北緯59度30・27分東経20度６・51分の地点	リからカまでに掲げる地点を順次に結んだ線と第１分離線との間の海面及びヨからソまでに掲げる地点を順次に結んだ線と第２分離線との間の海面（ツからラに掲げる地点を順次に結んだ線及びツに掲げる地点とラに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面を除く。） リ　北緯59度43・59分東経19度55・17分の地点 ヌ　北緯59度37・92分東経20度６・72分の地点 ル　北緯59度37・92分東経20度30・13分の地点 ヲ　北緯59度33・９分東経20度30・13分の地点 ワ　北緯59度33・９分東経20度15・79分の地点 カ　北緯59度30・27分東経20度15・79分の地点 ヨ　北緯59度40・89分東経19度47・83分の地点 タ　北緯59度39・57分東経19度51・58分の地点 レ　北緯59度34・89分東経19度57・２分の地点 ソ　北緯59度30・27分東経19度54・７分の地点 ツ　北緯59度34・15分東経20度１・84分の地点 ネ　北緯59度30・27分東経20度１・84分の地点 ナ　北緯59度30・27分東経19度59・68分の地点 ラ　北緯59度34・15分東経19度59・68分の地点
備考　第６号のツからラに掲げる地点を順次に結んだ線及びツに掲げる地点とラに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面には自然の障害物（ＳＶＥＮＳＫＡ　ＢＪÖＲＮ灯台及び二つの浅水域）が存在する。	

○海上保安庁告示第三百三十九号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十四条の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十二月十一日から施行する。

平成二十一年十二月十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

表Ｗ一一一八の項新刊・改版年月日欄中「平成十二年十二月二十一日」を「平成二十一年十二月三日」に、備考欄中「新刊」を「改版」に改める。

○関東地方整備局告示第三百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百九号川崎	川崎市川崎区殿町一丁目一七番二から同市川崎区殿町三丁目一〇番八まで（ただし、関係図面に表示する部分の三〇メートルを除く。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月十三日